

令和6年第4回敦賀市議会定例会議案目録

議案番号	事案名	備考
B議案第8号	「教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書」提出の件	



B議案第 8 号

「教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書」提出の件

「教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書」を地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に提出する。

令和 6 年 12 月 11 日 提出

文教厚生常任委員長 中 道 恭 子

## 教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

教員の長時間労働は深刻である。2023年4月に文部科学省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務を含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働が常態化しており、看過できない状況にある。

こうした現状を反映して、教員志願者は減少している。一方、早期退職者、病気休職者は増加している。そして、学校現場では産育休や病休者の代替が確保できない状況が広がっている。教員未配置により、管理職を含め残された教員の負担が増大し、その結果心身を病む教員が出るという悪循環が起こっている学校も少なくない。

これらは、教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関わる問題であり、子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。持続可能な学校の実現のために教員の長時間労働の是正と教員不足の改善が喫緊かつ最大の課題である。

そもそも教員の本務である授業準備や校務分掌が時間内に終わらないということが種々の調査からも明らかで、そのことによって教員に長時間労働をもたらしているということは、業務に見合う定数が確保できていないことを意味する。大幅な教員増となるよう「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下「定数法」という。）の改正が求められている。

また、1971年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）では、公立学校の教員に時間外勤務手当を支給せず、教職調整額を支給することを定めている。時間外勤務手当を支給しないとなれば、時間外勤務を計測する必要がなくなり、労働時間規制が曖昧になることは避けられない。教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を抑制するために給特法の見直しは急務といえる。

以上から、全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するために、国において、下記の事項について、適切な措置を講じることを求める。

## 記

- 1 学校の業務量に見合った教職員配置をするため、定数法を改正すること。
- 2 時間外勤務を抑制するため、公立の教員にも時間外勤務手当を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 17 日

敦 賀 市 議 会

## 提案理由

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出したいので、この案を提出する。